

X～2000 法面工

1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、法面工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 法面工のうち、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工（土砂系、有機質系）、客土吹付工、種子散布工（腐植酸種子散布工、有機材種子散布工））、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付砕工のうち砕内吹付工（植生基材吹付工（土砂系、有機質系））

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 法面工のうち、法面整形工、コンクリート法砕工、吹付砕工（砕内吹付を除く）、及び吹付法面とりこわし工。
- (2) 植生基材吹付工で法面垂直高が 80m を超える場合、客土吹付工で法面垂直高が 25m を超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が 30m を超える場合。
- (3) 使用植物（種子）に花系及び表 2-2-2 以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工。
- (4) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工。
- (5) 吹付砕工の砕内吹付で、植生基材以外を吹付ける場合。
- (6) 植生マット工、植生シート工、繊維ネット工で以下の場合。
 - 1) 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合。
 - 2) 肥料袋付で、肥料袋の形状がパイプ状でないもの。
 - 3) 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合。
- (7) 植生筋工、筋芝工、張芝工で以下の場合。
 - 1) 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合。
 - 2) 部分張り（目地張り、千鳥張り、市松張り）の場合。
 - 3) 公園工事の場合。
 - 4) 道路植栽工事の場合。
- (8) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合。
- (9) 法面施肥工を使用する場合。
- (10) 植生基材吹付工でラス・アンカーピン等の設置をしない場合。
- (11) 夜間作業の場合。
- (12) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2-3 加算率・補正係数

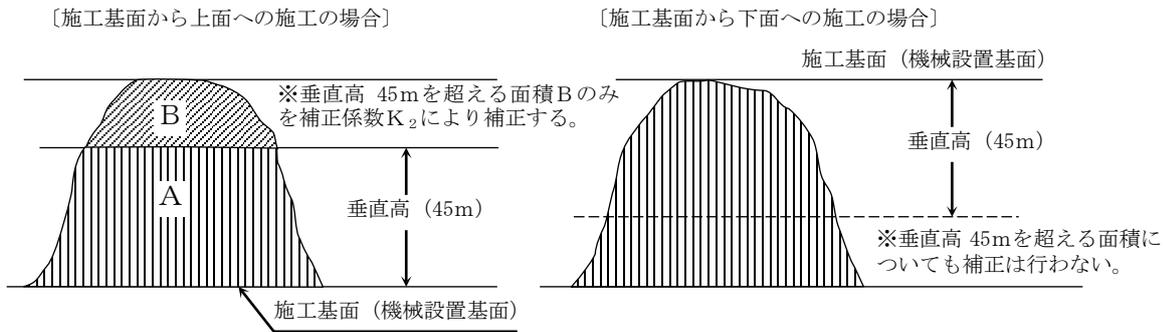
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2-3-1 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考	
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量	
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃ S ₄		
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁		対象数量
	施工基面からの法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合	植生基材吹付工において、法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。ただし、施工基面より下面への施工は補正しない。	K ₂		
	枠内吹付の場合 〔植生基材吹付工〕	吹付枠工で枠内吹付をする場合、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。また、対象となる数量は、枠内に吹付ける面積とする。	K ₃		

(注1) 各工種標準の垂直高は下記のとおりとする。

- 1) 植生基材吹付工は、45m以下。(次図例<正面図>を参照)
- 2) 客土吹付工は、25m以下。
- 3) 種子散布工は、30m以下。



(2) 加算率・補正係数の数値

区分	記号	機械播種施工による植生工			
		植生基材吹付工	客土吹付工	種子散布工	
加算率 施工規模	S ₀	1,000 m ² 以上 0%	1,000 m ² 以上 0%	1,000 m ² 以上 0%	
	S ₁	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 10%	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 10%	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 15%	
	S ₂	250 m ² 以上 500 m ² 未満 15%	250 m ² 以上 500 m ² 未満 15%	250 m ² 以上 500 m ² 未満 25%	
	S ₃	100 m ² 以上 250 m ² 未満 25%	100 m ² 以上 250 m ² 未満 25%	100 m ² 以上 250 m ² 未満 45%	
	S ₄	100 m ² 未満 50%	100 m ² 未満 50%	100 m ² 未満 60%	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.10
	施工基面からの法面垂直高が45mを超え80m以下の場合	K ₂	1.10	—	—
	枠内吹付の場合	K ₃	0.80	—	—

(注1) 施工規模加算率(S₁、S₂、S₃またはS₄)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

(注2) 法面垂直高補正(K₂)は、標準垂直高を超える面積(対象数量)についてのみ補正する。

- (注3) 植生基材吹付工における補正係数(K_1 、 K_2)については、枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとする。
- (注4) 1工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付に限り施工規模は合計数量で判定する。
- (注5) 種子散布工については、1工事において、法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計数量で判定する。
- (注6) 枠内吹付補正(K_3)は、法面清掃、ラス金網設置費用を含まないための補正である。

表2-3-3 加算率・補正係数の数値

区分	記号	人力施工による植生工				ネット張工
		植生マット工 植生シート工	植生筋工	筋芝工	張芝工	繊維ネット工
加算率 施工規模	S_0	1,000 m ² 以上 0%	500 m ² 以上 0%	500 m ² 以上 0%	500 m ² 以上 0%	1,000 m ² 以上 0%
	S_1	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 10%	300 m ² 以上 500 m ² 未満 20%	300 m ² 以上 500 m ² 未満 20%	300 m ² 以上 500 m ² 未満 20%	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 10%
	S_2	250 m ² 以上 500 m ² 未満 20%	100 m ² 以上 300 m ² 未満 40%	100 m ² 以上 300 m ² 未満 40%	100 m ² 以上 300 m ² 未満 40%	100 m ² 以上 500 m ² 未満 20%
	S_3	250 m ² 未満 35%	100 m ² 未満 50%	100 m ² 未満 50%	100 m ² 未満 50%	100 m ² 未満 35%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K_1	1.05	1.15	1.15	1.15

- (注1) 施工規模加算率(S_1 、 S_2 または S_3)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K_1)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
- (注2) 1工事において、植生マットと植生シートを使用する場合、または植生シート工の標準品と環境品を使用する場合、施工規模合計施工数量で判定する。
- (注3) 張芝工については、1工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量

(注1) 設計単価＝標準の市場単価×(1+ $S_0/100$ または $S_1/100$ 、 $S_2/100$ 、 $S_3/100$ 、 $S_4/100$)×(K_1 × K_2 × K_3)

3 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 植生基材吹付工

- 1) 菱形金網は、線形2.0mm網目50mm、アンカーピンは $\phi 9$ (D10)×L=200mm・1.5本/m²、及び $\phi 16$ (D16)×L=400mm・0.3本/m²を、それぞれ標準とする。
- 2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
- 3) 施工規模は、植生基材吹付工のみの1工事の全体数量で判定する。
- 4) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。
- 5) ラス張工はスペーサの有無に関わらず適用できる。
- 6) 生育基盤材、肥料、接合材を含む。

(2) 客土吹付工、種子散布工

- 1) 客土吹付工に併用して施工するラス張り工は、「X~2020吹付枠工」による。
- 2) 施工規模は、客土吹付工、種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。
- 3) 客土吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。

- 4) 種子散布工は施工場所（法面部・平面部）に関わらず適用できる。
 - 5) 繊維ネット工が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。
- (3) 枠内吹付工
- 1) 枠内吹付に伴う法面清掃及びラス・アンカーピンの設置は、「X～2020吹付枠工」による。
- (4) 植生マット工、植生シート工、繊維ネット工
- 1) 肥料袋付（肥料袋間隔：40～50 cm）が2重ネット、肥料袋無が1重ネットを標準とする。
 - 2) アンカーピン及び止め釘の使用数量は植生マット工、繊維ネット工（肥料袋付）が6本/m²程度、植生シート工が4本/m²程度、繊維ネット工（肥料袋無）が3本/m²程度を標準とする。また、アンカーピンはφ9（D10）×L=200 mm、止め釘はL=150 mmを標準とする。
 - 3) 繊維ネット工は、種子の費用を含まない。
 - 4) 施工規模は、1工事における植生マット工、植生シート工の合計数量で判定する。
 - 5) 繊維ネット工を単独で施工する場合、施工規模は繊維ネット工のみの1工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合、施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。
- (5) 植生筋工、筋芝工、張芝工
- 1) 植生筋工、筋芝工の設計数量は、芝の総面積ではなく、対象となる法面の面積とする。
 - 2) 植生筋工、筋芝工は、土羽厚30 cmを標準とする。
 - 3) 張芝工は施工場所（法面部・平面部）に関わらず適用できる。
 - 4) 植生筋工、筋芝工は耳芝及び肥料等、張芝工は耳芝、目串及び肥料等必要な資材を含む。ただし、使用の有無に関わらず適用できる。
 - 5) 施工規模は、植生筋工、筋芝工、張芝工それぞれの1工事の全体数量で判定する。
 - 6) 張芝に使用する生芝は栽培土工芝とする。形状はロール芝とし、かけ土作業は含まない。

X～2020 吹付砕工

1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、吹付砕工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付砕工。

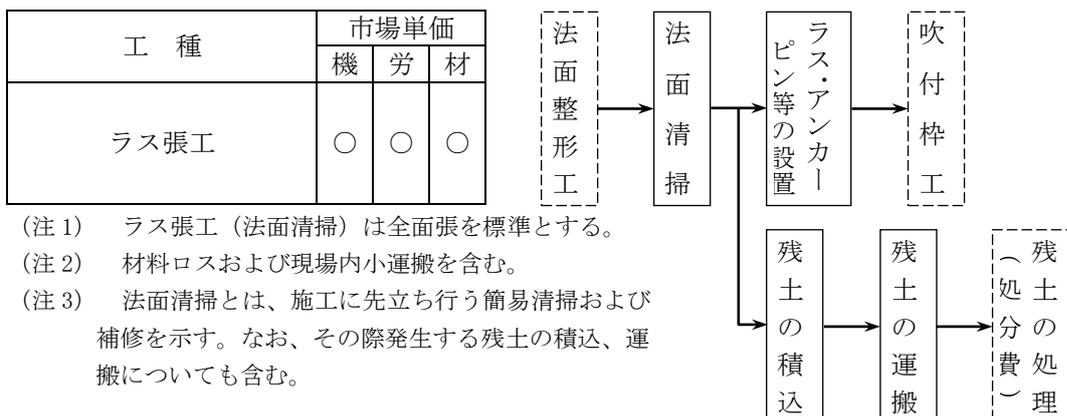
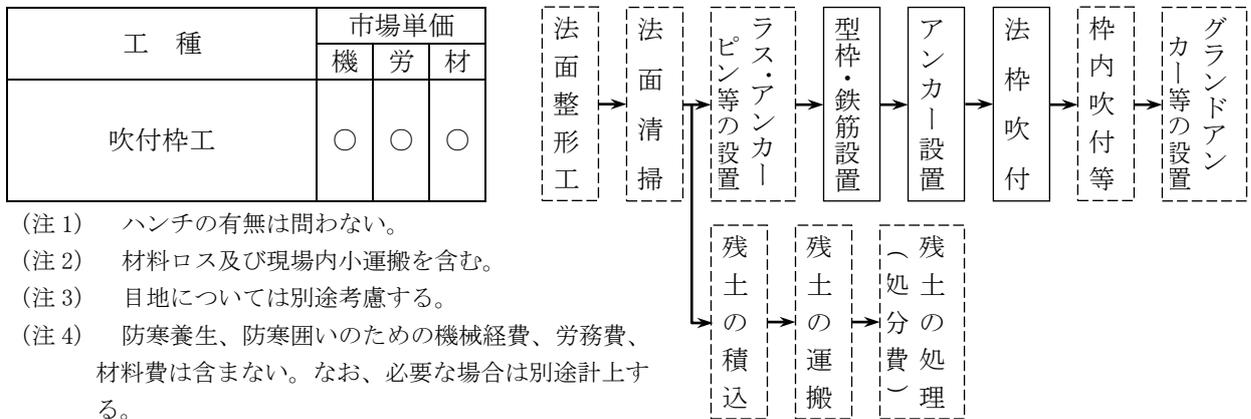
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 法面垂直高さが45mを超える場合、または、吹付のホース延長が100mを超える場合。
- (2) 梁の断面が正方形以外の場合。
- (3) 基本外観形状が矩形（正方形、長方形）以外（三角形、台形、円形等）の場合（一部分のみが矩形以外の場合は除く）。
- (4) 設計アンカー力が標準以外の場合。
- (5) 梁断面150×150で主アンカーにロックボルトを使用する場合。
- (6) 梁断面300×300以下でスターラップを配置する場合。
- (7) ラス張工を枠内に部分的に施工する場合。
- (8) ラス張工で菱形金網を使用しない場合。
- (9) 夜間作業の場合。
- (10) 逆巻き施工の場合。
- (11) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印およびフロー図の実線部分である。



2-2 市場単価の規格・仕様

吹付砕工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2-2 規格・仕様区分

区 分		規格・仕様	単位
吹付砕工	モルタル・ コンクリート	梁断面 200×200	m
		〃 300×300	
		〃 400×400	
		〃 500×500	
		〃 600×600	
ラス張工		法面清掃およびラス・アンカーピン設置	m ²

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2-3-1 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考	
加算率	施工規模	標 準	S ₀	全体 数量	
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃ S ₄		
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁		対象 数量
	ラス張工で法面清掃を必要としない場合	ラス張工で法面清掃を必要としない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂		

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2-3-2 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	吹付砕工	ラス張工
加算率	施工規模	S ₀	500m以上 0%	1,000 m ² 以上 0%
		S ₁	250m以上 500m未満 20%	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 20%
		S ₂	100m以上 250m未満 30%	250 m ² 以上 500 m ² 未満 35%
		S ₃	50m以上 100m未満 50%	100 m ² 以上 250 m ² 未満 45%
		S ₄	50m未満 80%	100 m ² 未満 60%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.15
	ラス張工で法面清掃を必要としない場合	K ₂	—	0.75

(注1) 施工規模加算率(S₁、S₂、S₃またはS₄)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

(注2) ラス張工で法面清掃を必要としない場合の補正係数(K₂)は、法面工の客土吹付工において、ラス張工を施工する場合に適用する。補正により、法面清掃とその際発生する残土の積込・運搬費用が市場単価より除かれる。

2-4 加算額

加算率の適用基準

表2-4 加算率の適用

規格・仕様		適用基準	単位
加算額	水切りモルタル・コンクリート	水切りモルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³
	表面コテ仕上げをする場合	吹き付け表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。	m ²
	間詰モルタル・コンクリート	間詰モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋加算額総金額（注2）

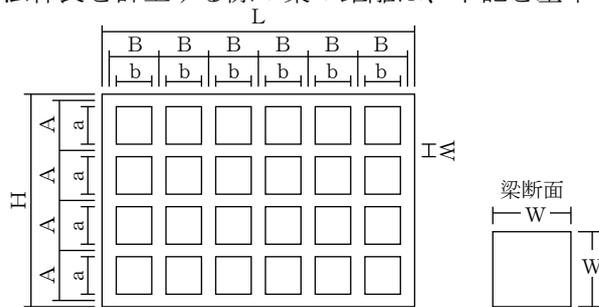
（注1） 設計単価＝{標準の市場単価×（1+S₀/100またはS₁/100、S₂/100、S₃/100、S₄/100）}×（K₁×K₂）

（注2） 加算額総金額＝加算額×総数量

3 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。



計算方法

縦枠：H×{(L-W)÷B+1}

横枠：b×{(L-W)÷B}×{(H-W)÷A+1}

- (2) 土質及び法勾配は問わない。
 (3) モルタル・コンクリートの強度は18N/mm²程度以上とする。
 (4) 異形棒鋼の材質はSD295、SD345を問わない。
 (5) スターラップ（梁断面サイズ400×400以上）及び水抜きパイプの有無は問わない。
 (6) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
 (7) 主アンカー（法枠交点部のアンカー）の種類による市場単価の適用の可否は次表による。

また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー（アンカーピン）の長さは1.0m以内とする。

表3-1 各梁断面サイズの主アンカーによる適用

梁断面 (mm)	主アンカー（法枠交点部のアンカー）		
	アンカーバー (長さ1.0m以下)	グラウンドアンカー	ロックボルト
150×150	○	×	×
200×200	○	×	○ 注1
300×300	○	×	○ 注1
400×400	×	○ 注1	○ 注1
500×500	×	○ 注1	×
600×600	×	○ 注1	×

(注1) ロックボルト、グラウンドアンカーの材料費及び施工費（労務+機械経費）は含まない。

(注2) ロックボルトを設置する場合は、「X~2040 鉄筋挿入工（ロックボルト工）」により、グラウンドアンカーを設置する場合は「C~2300 アンカー工（ロータリーパーカッション式）」により別途計上すること。

(8) 梁断面サイズの50%を超える間詰モルタル・コンクリートが必要な場合は、別途考慮する。

なお、量の判定は各梁ごとに行う。

(9) 施工規模は、コンクリート吹付、モルタル吹付を問わず1工事の全体数量で判定する。

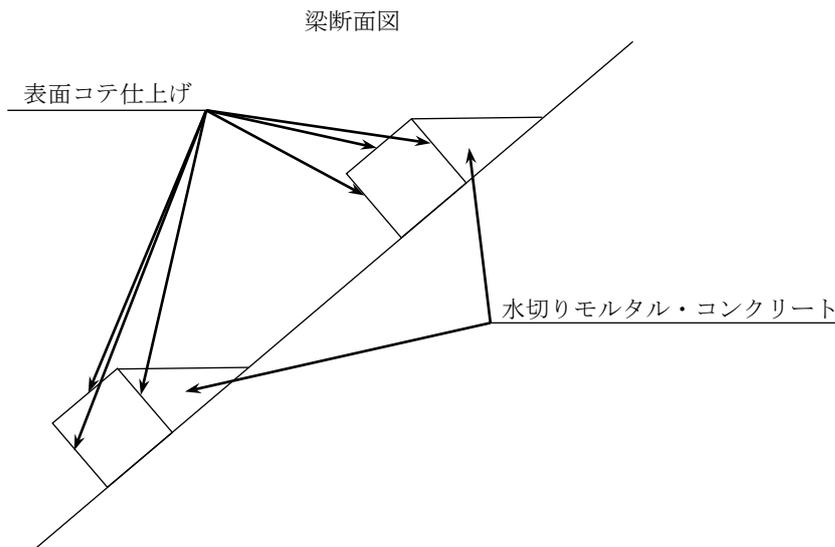
(10) 梁断面サイズ 400×400 以上の標準の設計アンカー力とは以下の場合をいい、これを超えるものについては別途考慮する。

表 3-2 標準設計アンカー力

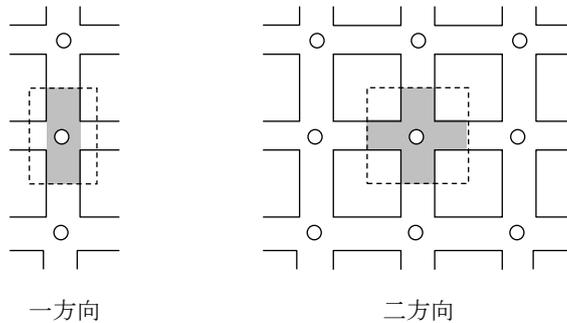
梁断面サイズ (mm)	設計アンカー力 kN (tf)	
	二方向	一方向
400×400	150 以下 (15.3)	75 以下 (7.7)
500×500	400 以下 (40.8)	200 以下 (20.4)
600×600	600 以下 (61.2)	300 以下 (30.6)

(11) 菱形金網は、線径 2.0 mm、網目 50 mm、アンカーピンは $\phi 9$ (D10) × L = 200 mm ・ 1.5 本/m²、及び $\phi 16$ (D16) × L = 400 mm ・ 0.3 本/m²をそれぞれ標準とする。

(参考図)



アンカーの荷重分担



X～2040 鉄筋挿入工（ロックボルト工）

1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、鉄筋挿入工（ロックボルト工）に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 法面における鉄筋挿入工（ロックボルト工）のうち、以下の現場条件、削孔径、削孔長に適合する場合。
 - 1) 削孔に要する重機が搬入可能な場合：削孔長 1m以上 5m以下、削孔径 42 mm以上 65 mm以下、法面垂直高さ 30m以下。
 - 2) 削孔が仮設足場（単管足場）または土足場となる場合：削孔長 1m以上 5m以下、削孔径 42 mm以上 65 mm以下、法面垂直高さ 40m以下（ただし、機械設置基面から削孔位置までの高さが 1m以下）。
 - 3) 削孔がロープ足場（命綱）となる場合：削孔長 1m以上 2m以下、削孔径 42 mm以上 50 mm以下、法面垂直高さ 40m以下。

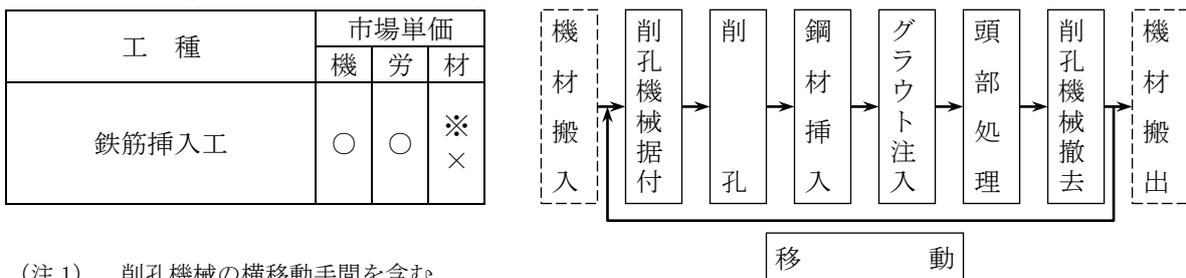
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 自穿孔材による施工の場合。
- (2) 逆巻き施工の場合。
- (3) 土質が硬岩、玉石混り土を含む場合。
- (4) 削孔後の孔壁が自立しない場合。
- (5) 夜間作業の場合。
- (6) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印およびフロー図の実線部分である。



- (注1) 削孔機械の横移動手間を含む。
- (注2) 削孔用のドリルロッド、ビット、シャンクロッド及びスリーブ損耗費を含む。
- (注3) ※鋼材の材料費、グラウト材の材料費、頭部処理の材料費（角座金、ナット、ワッシャー、オイルキャップ、グリス等）については、別途計上すること。
- (注4) 市場単価には、頭部処理のナットの締め付けに要する費用が含まれており、キャップ装着の有無は問わず、適用できる。

工種	市場単価		
	機	労	材
削孔機械の上下移動	/	○	/

上 下 移 動

- (注1) 現場条件Ⅱにおいて削孔機械の上下移動が必要な場合に計上する。
- (注2) チェーンブロック等の損料を含む。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2-3-1 加算率・補正係数の適用基準

区 分		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標 準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	
	施工基面からの法面の垂直高が20mを超え、30m以下の場合	現場条件 I において、法面垂直高が20mを超え30m以下の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2-3-2 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	現場条件		
			I	II	III
加算率	施工規模	S ₀	200m以上 0%	200m以上 0%	—
		S ₁	100m以上 200m未満 20%	100m以上 200m未満 20%	—
		S ₂	100m未満 35%	100m未満 35%	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.15
	法面垂直高 20mを超え、30m以下の場合	K ₂	1.15	—	—

(注1) 施工規模加算率(S₁またはS₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量

(注1) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀/100またはS₁/100、S₂/100)×(K₁×K₂)

3 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) ロープ足場費用は含む。
- (2) グラウト注入材の配合は以下を標準とする。

	ポルトランドセメント	水(W/C)	混和材
重量配合費	1	0.5~0.55	必要量
1 m ³ 当り配合	1,230 kg		

- (3) グラウト注入材の1m当りの使用量は次式により算出する。

$$V = \frac{D^2 \times \pi}{4 \times 10^6} \times 1 \times (1 + K)$$

V : グラウト注入量 (m³)

D : 削孔径 (mm)

K : 補正係数 (0.4を標準とする)

- (4) 法面垂直高さとは、法面下部からの高さである。
- (5) 鉄筋挿入工の施工単位 (m) は、削孔長を表す。

X～3020 防護柵設置工（横断・転落防止柵）

1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、柵高 70 cm以上 125 cm以下の防護柵設置工（横断・転落防止柵）に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 新設・更新、撤去工事。
- (2) 部材設置、部材撤去工事。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 事故後の復旧工事（撤去）
- (2) 生活道路用柵の場合。
- (3) 防護柵（P種）〔横断・転落防止柵〕以外の製品の場合。
- (4) 高さが 125 cm超の場合。
- (5) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。
- (6) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。
- (7) 勾配が 2 割未満（1：2.0 未満）の階段部、法面に設置する場合。
- (8) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線部分である。

(1) 防護柵設置

工種	市場単価		
	機	労	材
土中建込	○	○	×

(注1) 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（労務費・材料費）が必要な場合の作業を含む。

ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。

(注2) 根巻きコンクリート設置は、必要に応じて計上すること。

工種	市場単価		
	機	労	材
プレキャストコンクリートブロック建込	○	○	×

(注1) 支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。ただし、プレキャストコンクリートブロック材料費および充填材（労務費・材料費）を含む。

(注2) プレキャストコンクリートブロックは、100 kg未満に適用する。

工種	市場単価		
	機	労	材
コンクリート建込	○	○	×

(注1) 支柱建込箇所のコンクリートの穴あけ費用は含まない。ただし、充填材（労務費・材料費）を含む。

表2-2 規格・仕様区分

区 分	規格・仕様			単位
防護柵設置	土中建込	ビーム式・パネル式	支柱間隔 3m	m
	プレキャストコンクリートブロック建込	ビーム式・パネル式	支柱間隔 3m	
	コンクリート建込	ビーム式・パネル式	支柱間隔 3m	
部材設置	ビームまたはパネルのみ		支柱間隔 3m	m
根巻きコンクリート設置				箇所
防護柵撤去	土中建込	ビーム式・パネル式	支柱間隔 3m	m
	プレキャストコンクリートブロック建込	ビーム式・パネル式	支柱間隔 3m	
	コンクリート建込	ビーム式・パネル式	支柱間隔 3m	
部材撤去	ビームまたはパネルのみ		支柱間隔 3m	m

(注1) 土中建込用の撤去には、根巻きコンクリートブロックの撤去も含まれる。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2-3-1 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標 準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
			S ₂	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	支柱間隔 1m	支柱間隔 1mの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	支柱間隔 1.5m	支柱間隔 1.5mの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	支柱間隔 2m	支柱間隔 2mの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2-3-2 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	防護柵設置 (横断・転落防止柵)			防護柵 撤 去	部材設置・撤去		
		土中建込	コンクリート 建込	プレキャストコンクリート ブロック建込、		ビームまたは パネルの 設置	ビームまたは パネルの撤去	根巻きコンク リート設置
加算率	施工規模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—
		S ₁	50m以上 100m未満 25%	100m未満 35%	100m未満 25%	—	—	—
		S ₂	50m未満 40%	—	—	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.25	1.35	1.25	1.35	1.35	1.25
	夜間作業	K ₂	1.35	1.50	1.35	1.50	1.50	1.35
	支柱間隔 1m	K ₃	2.90			—	—	—
	支柱間隔 1.5m	K ₄	2.00			—	—	—
	支柱間隔 2m	K ₅	1.45			—	—	—

(注1) 施工規模加算率(S₁またはS₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

(注2) 防護柵設置の施工規模は、土中建込、コンクリート建込、プレキャストコンクリートブロック建込、それぞれ1工事の全体数量で判断する。

X～3030 防護柵設置工（落石防護柵）

1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（落石防護柵）に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵（ストーンガード）設置および撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3mとする。
- (2) 落石対策便覧（平成29年度版）に対応した製品を採用する場合。

1-2 市場単価が適用できない範囲

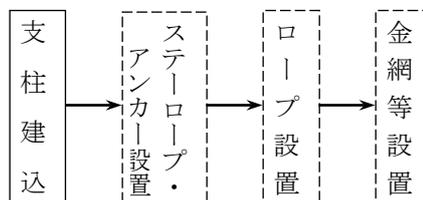
- (1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。
- (2) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。
- (3) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付）で柵高が3mを超える場合。
- (4) 落雪（せり出し）防護柵設置工。
- (5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。
- (6) 高エネルギー吸収柵の場合。
- (7) 落石対策便覧（平成12年度版）に対応した製品を採用する場合。
- (8) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線の部分である。

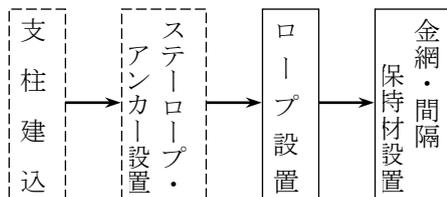
工 種	市場単価		
	機	労	材
支柱設置工 （中間及び端末）	○	○	○



(注1) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

(注2) 索端金具・Uボルトの材料費及び設置費を含む。

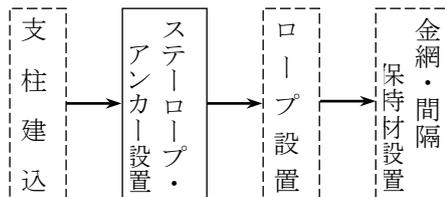
工 種	市場単価		
	機	労	材
ロープ・金網設置工 （間隔保持材付）	○	○	○



(注1) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

(注2) 間隔保持材が必要ない場合は、補正係数にて補正すること。

工 種	市場単価		
	機	労	材
ステーロープ設置工	○	○	○



(注1) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

X～3040 防護柵設置工（落石防止網）

1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（落石防止網）に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製防護柵設置工（落石防止網）の新設工事。
- (2) 落石対策便覧（平成29年度版）に対応した製品を採用する場合。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 落石防止網（繊維網）設置工。
- (2) ロープ伏工および密着型安定ネット工による落石予防工の場合。
- (3) ポケット式の鋼製防護柵設置工（落石防止網）。
- (4) アンカーの設置がコンクリートの基礎による場合。
- (5) 落石対策便覧（平成12年度版）に対応した製品を採用する場合。
- (6) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線の部分である。

工種	市場単価		
	機	労	材
金網・ロープ設置	○	○	○

(注1) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

(注2) 金網の重ね、端部切断等のロス、クロスクリップ、結合コイル、等の必要部材の材料費及び設置費を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
アンカー設置	○	○	○

(注1) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

(注2) 削孔、アンカー打込および充填材注入等の一連作業を含む。

(注3) アンカー設置時に発生する残土処理（処分費）は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様

防護柵設置工（落石防止網）の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2-2 規格・仕様区分

規格・仕様			単位
金網・ロープ設置	亜鉛メッキ3、4種（Z-G S3、4）線径2.6mm		㎡
	亜鉛メッキ3、4種（Z-G S3、4）線径3.2mm		
	亜鉛メッキ3、4種（Z-G S3、4）線径4.0mm		
アンカー設置	岩盤用	D25mm×長1,000mm	箇所

(注1) 表中の（ ）内は、JIS G 3552による。

(注2) 金網の表面仕様は、JIS G 3552のうち、亜鉛メッキ3、4種（Z-G S3、4）を標準とし、亜鉛メッキカラー3、4種（C-G S3、4）、厚メッキ7種（Z-G S7）、厚メッキカラー7種（C-G S7）及び合成

樹脂（ポリエチレン）被覆3、4種（E-GH3、4）を使用する場合は、補正係数を適用する。
 (注3) 市場単価のアンカー設置は、岩盤のみ適用し、土中用の場合は、H~4500 落石防止網設置工による。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2-3-1 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時~6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	金網仕様 亜鉛メッキカラー	金網の表面仕様が亜鉛メッキカラー（C-GS3、4）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	金網仕様 厚メッキ	金網の表面仕様が厚メッキ（Z-GS7）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	金網仕様 厚メッキカラー	金網の表面仕様が厚メッキカラー（C-GS7）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	
	金網仕様 合成樹脂被覆	金網の表面仕様が合成樹脂（ポリエチレン）被覆（E-GH3、4）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2-3-2 加算率・補正係数の数値

区分		記号	金網・ロープ設置	アンカー設置
加算率	施工規模	S ₀	500 m ² 以上（金網設置面積）	0%
		S ₁	500 m ² 未満（金網設置面積）	10%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10
	夜間作業	K ₂	1.25	1.25
	金網仕様 亜鉛メッキカラー	K ₃	1.05	—
	金網仕様 厚メッキ	K ₄	1.05	—
	金網仕様 厚メッキカラー	K ₅	1.10	—
	金網仕様 合成樹脂被覆	K ₆	1.10	—

(注1) 施工規模は、1 工事における金網の設置面積の合計数量で判定する。

(注2) アンカーの施工規模加算の適用は金網の設置面積で判定する。

(注3) 施工規模加算率（S₁）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K₁）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量

(注1) 設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀/100 または S₁/100）
 ×（K₁×K₂×K₃またはK₄またはK₅またはK₆）

3 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 簡易ケーブルクレーンで資材を持ち上げる場合の、簡易ケーブルクレーンの設置・撤去に要する費用は別途「J~3000 雪崩予防柵設置工 3-6 簡易ケーブルクレーン（1 t 吊）設置・撤去」により計上する。これによりがたい場合は、別途考慮する。

X～4000 道路標識設置工

1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、道路標識設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置、およびコンクリート基礎設置工事。
- (2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去、およびコンクリート基礎撤去工事。
- (3) 道路標識の更新工事。

1-2 市場単価が適用できない範囲

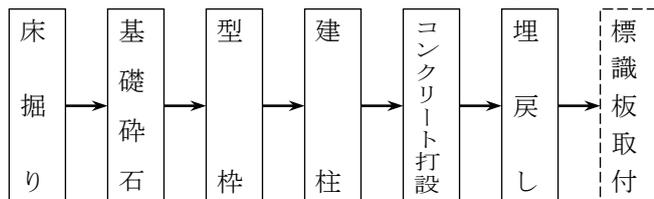
- (1) 内部照明式の道路標識板の設置および撤去工事。
- (2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置および撤去工事。
- (3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置および撤去工事。
- (4) 道路管理者以外が行う標識工事。
- (5) 着雪防止板の設置および撤去。
- (6) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、景観色（標準3色）以外の塗装色製品を用いる場合。
- (7) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事。
- (8) 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合。
- (9) 道路照明柱を設置、撤去する場合。
- (10) 標識板設置において、嵌合構造で固定する標識板の場合。
- (11) 標識板設置において、部分補修（アルミ平板による重ね貼り、シール貼りなど）の場合。
- (12) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

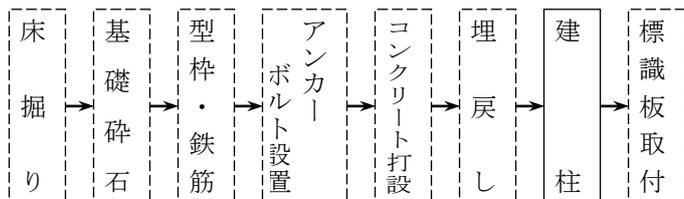
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線の部分である。

工 種	市場単価		
	機	労	材
標識柱・基礎設置 (路側式) [単柱式・複柱式]	○	○	○



- (注1) 型枠は、スパイラル形式を含む。
- (注2) 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬および残土処分等は含まない。
- (注3) 防寒養生、防寒囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
標識柱設置 (片持式・門型式)	○	○	×



(2) 加算率・補正係数の数値

表2-3-2 加算率・補正係数の数値(設置)

区分	記号	標識柱・基礎設置	標識柱設置			標識板設置			添架式標識板取付金具設置		基礎設置
		路側式	片持式	門型式	案内(新設)	案内(移設)	案内以外	信号・照明柱	歩道橋		
加算率	施工規模	S ₀	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	(10㎡以上) 0%	(10㎡以上) 0%	5基以上 0%	—	—	—
		S ₁	3~4基 25%	2基 40%	2基 40%	(10㎡未満) 5%	(10㎡未満) 30%	3~4基 15%	—	—	—
		S ₂	2基以下 35%	1基 100%	1基 100%	—	—	2基以下 25%	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.05	1.00	1.05	1.15	1.05	1.05	1.05
	夜間作業	K ₂	1.30	1.35	1.35	1.05	1.35	1.50	1.15	1.25	1.25
	障害物のある場合	K ₃	—	—	—	—	—	—	—	—	1.25
	門型標識柱の基礎設置の場合	K ₄	—	—	—	—	—	—	—	—	1.10
	景観色塗装柱の場合	K ₅	1.10	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。

(注2) 標識板設置の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判定する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

表2-3-3 加算率・補正係数の数値(撤去)

区分	記号	標識柱・基礎撤去	標識柱撤去			標識板撤去		添架式標識板撤去	基礎撤去
		路側式	片持式	門型式	案内	案内以外			
加算率	施工規模	S ₀	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	(10㎡以上) 0%	5基以上 0%	—	—
		S ₁	3~4基 25%	2基 40%	2基 40%	(10㎡未満) 30%	3~4基 15%	—	—
		S ₂	2基以下 35%	1基 100%	1基 100%	—	2基以下 25%	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.05	1.05	1.15	1.05	1.05
	夜間作業	K ₂	1.50	1.35	1.35	1.35	1.50	1.25	1.35

(注1) 標識板撤去の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判定する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表2-4 加算額の適用基準

規格・仕様		適用基準	単位	備考
加算額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別を問わず)	路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる支柱本数に支柱径ごとの金額を加算する。	本	対象数量
	標識板の裏面塗装	片持式、門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は、対象となる面積に金額を加算する。	㎡	
	アンカーボルトの材料価格	基礎にアンカーボルトを設置する場合は、アンカーボルトの質量に応じて金額を加算する。	kg	
	取付金具の材料価格	照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、直付2段又は補助支柱を併用した上で共架金具等が1段を超える場合、1段増量するごとに金額を加算する。	段	

X~4020 区画線工 [標準単価]

1 適用範囲

1-1 標準単価が適用できる範囲

- (1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。
- (2) 設置作業のうち、溶融式（手動）、溶剤型及び水性型ペイント式（車載式）。

1-2 標準単価が適用できない範囲

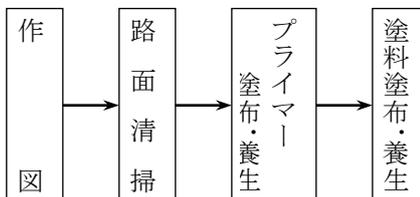
- (1) 設置作業のうち、ペイント式（手動）の場合（ただし、北海道特殊規格において一部適用可）。
- (2) コンクリート舗装の上に設置された区画線、道路標示の消去の場合。
- (3) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 施工概要

2-1 施工フロー

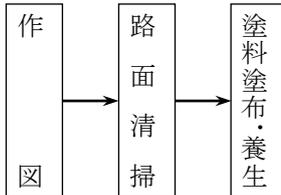
標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工種	標準単価		
	機	労	材
区画線設置 (溶融式)	○	○	×



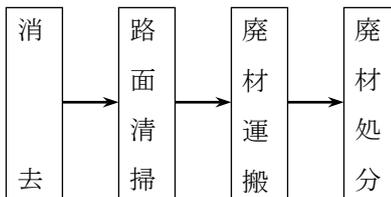
- (注1) 単価には、雑器具の費用を含む。
- (注2) 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。

工種	標準単価		
	機	労	材
区画線設置 (ペイント式)	○	○	×



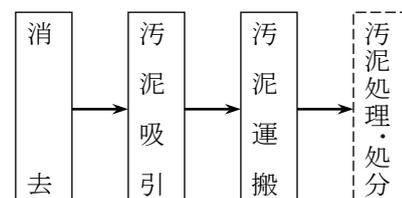
- (注1) 単価には、雑器具の費用を含む。
- (注2) 水性型ペイント式による区画線設置で発生した塗料廃液の処分費を含む。
- (注3) 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。

工種	標準単価		
	機	労	材
区画線消去 (削り取り式)	○	○	/



- (注1) 単価には、雑器具の費用を含む。
- (注2) 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
- (注3) 消去後のバーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
- (注4) 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処理費を含む。
- (注5) 排水性舗装には適用しない。

工種	標準単価		
	機	労	材
区画線消去 (ウォータージェット式)	○	○	/



- (注1) 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
- (注2) 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。

<参考資料>

標準的な材料使用量

・溶融式（手動）

1,000m当り

名称	適用	単位	破線	ゼブラ		矢印・記号・文字
			30 cm	30 cm	45 cm	15 cm
塗料	厚 1.5 mm (厚 1.0mm)	kg	1130 (780)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)
	厚 1.5 mm排水性舗装 (厚 1.0 mm) "	kg	1695 (1170)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)
ガラスビーズ	JIS R 3301 1号	kg	50	50	75	25
プライマー	トラフィックペイント 接着用	kg	50	50	75	25
軽油	供用区間	L	73	77	89	100
	排水性舗装		77	81	94	105
	未供用区間		66	70	81	91
	排水性舗装で未供用区間		70	74	85	96

(注1) 使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。

(注2) プロパンガス等の費用は主材料（燃料、ガラスビーズ、プライマー、燃料）の5%を計上する。

・ペイント式（車載式）

1,000m当り

名称	適用	単位	実線	破線
			15 cm	15 cm
塗料	加熱式で施工する場合	L	70	70
	常温式で加熱する場合		50	50
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59
	常温式で加熱する場合		39	39
軽油	供用区間	L	33	40
	未供用区間		26	31

(注1) 使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。

(注2) プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料（燃料、ガラスビーズ、燃料）の3%を計上する。

・区画線消去（削り取り式）燃料使用量

1,000m当り

名称	単位	15 cm換算
軽油	L	62
ガソリン	L	35

・ペイント式（手動式）

1,000m当り

名称	適用	単位	実線	ゼブラ
			15 cm換算	15 cm換算
塗料	常温式	L	50	50
ガラスビーズ	JIS R 3301 1号	kg	39	39
軽油	供用区間	L	19	22
	未供用区間		17	20
ガソリン	供用区間	L	2.7	3.2
	未供用区間		2.5	2.9

(注1) 使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。

(注2) プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料（燃料、ガラスビーズ、燃料）の3%を計上する。

X～7000 水路構造物工 [標準単価]

1 適用範囲

1-1 標準単価が適用できる範囲

- (1) 水路構造物工のうちプレキャスト製品によるU型側溝（V型側溝含む）、及び蓋版の設置、再利用撤去工事に適用する。

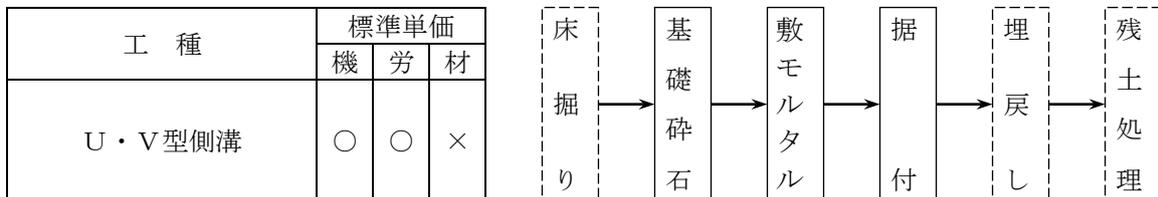
1-2 標準単価が適用できない範囲

- (1) 再利用を目的としない側溝本体及び蓋版本体の撤去工事。
 (2) 地すべり防止施設及び急傾斜崩壊対策施設における側溝の設置工事。
 (3) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 施工概要

2-1 施工フロー

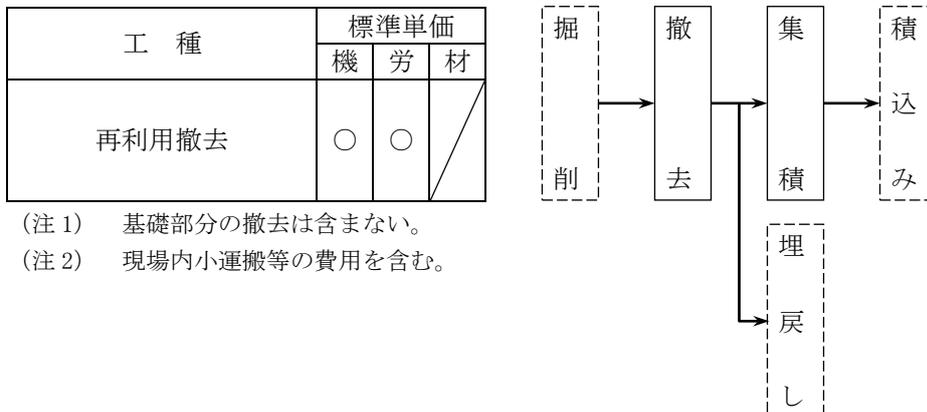
標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注1) 側溝本体、基礎砕石の材料費は含まない。
 (注2) 敷モルタルの材料費（ロス含む）は含む。
 (注3) 据付に必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッター、目地モルタル、U・V型側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。
 (注4) 側溝本体の切断により生じる粉塵の処理については、別途考慮する。
 (注5) 基面整正は含まない。



- (注1) 蓋版本体の材料費は含まない。
 (注2) 鋼製蓋版の場合は、受枠の設置を含む。
 (注3) 現場内小運搬等の費用を含む。



- (注1) 基礎部分の撤去は含まない。
 (注2) 現場内小運搬等の費用を含む。

2-2 標準単価の規格・仕様

水路構造物工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2-2 規格・仕様区分

区分	規格・仕様		単位	日当り標準施工量	摘要
U・V型側溝	L=600 mm	60 kg/個以下	m	28	手間のみ
		60 を超え 300 kg/個以下		26	
	L=2,000 mm	1,000 kg/個以下		43	
		1,000 を超え 2,000 kg/個以下		29	
		2,000 を超え 2,900 kg/個以下		23	
蓋版	コンクリート・鋼製	40 kg/枚以下	枚	200	
		40 を超え 170 kg/枚以下		120	

(注1) 鋼製蓋版については、受枠の質量を含めた1枚当り質量とする。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2-3-1 補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	L=1,000 を使用する場合	使用する側溝本体の長さ(L)が1,000 mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	L=4,000 を使用する場合	使用する側溝本体の長さ(L)が4,000 mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	法面小段面	法面小段面部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	法面縦排水	法面縦排水部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	基礎碎石を施工しない場合	基礎碎石を施工しない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	
	再利用撤去	再利用を目的とした側溝本体及び蓋版本体の撤去作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	

(2) 補正係数の数値

表2-3-2 補正係数の数値

区分		記号	U・V型側溝	蓋版
補正係数	L=1,000 を使用する場合	K ₁	1.17	—
	L=4,000 を使用する場合	K ₂	0.93	—
	法面小段面	K ₃	1.21	1.00
	法面縦排水	K ₄	1.38	—
	基礎碎石を施工しない場合	K ₅	0.87	—
	再利用撤去	K ₆	0.51	0.62

(注1) L=1,000 を使用する場合の補正係数(K₁)、L=4,000 を使用する場合の補正係数(K₂)が補正の対象としているのは、U・V型側溝L=2,000であり、各々の個当り質量を2mに換算し、適合する規格・仕様の単価を係数で補正する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+材料費(注2または注3)

(注1) 設計単価=土工標準単価×(K₁×K₂×……×K₆)

(注2) 材料費=側溝材料単価×設計数量+基礎碎石材料単価×設計数量×1.20(ロス率)

(注3) 材料費=蓋版材料単価×設計数量